明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○経済産業省組織令の一部を改正する政令（二五六）　二
○採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（二五七）　二
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行期日を定める政令（二五八）　三
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二五九）　三
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二六〇）　四
○航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六一）　四
○航空法施行令の一部を改正する政令（二六二）　四
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二六三）　五

〔告　示〕

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件（**厚生労働**二三八）　六
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件（**同**二三九）　六
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第二十四条第一項の規定による届出があった件（**経済産業・環境**八）　七
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**七八三）　七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**五六、五七）　七
○道路に関する件（**中国地方整備局**七七）　七
○道路に関する件（**四国地方整備局**八九、九〇）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**八八）　七
○道路に関する件（**北海道開発局**一二一～一二六）　八

〔人事異動〕

内閣　宮内庁　八

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　六
国家試験
第三十七回管理栄養士国家試験の施行（厚生労働省）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二五六号）（経済産業省）

1　製造産業局産業機械課が行う事務の一部を商務情報政策局情報産業課に移す等、所要の規定の整備を行うこととした。（第九条第三号及び第八五条第一号関係）

2　この政令は、令和四年八月一日から施行することとした。

◇採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（政令第二五七号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第四五条の二第三項の政令で定める事項について、国税専門官採用試験により確保すべき人材に関する事項に、「情報処理に関して必要な知識」を規定することとした。この際、当該知識は国税専門官採用試験の全ての対象官職に求められる専門的な知識とする必要はないため、「情報処理に関して必要な知識」の要否に応じ、イ・ロの細分を設けて、国税専門官採用試験により確保すべき人材に求められる専門的な知識を書き分けることとした。（別表関係）

2　この政令は、令和五年二月一日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二五八号）（内閣官房）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四三号）の施行期日及び同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和四年八月一日とすることとした。